

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「MHAMライフ ナビゲーション 2020」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは2000年7月28日に設定し、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標として運用を行ってまいりました。また、2020年7月1日（安定運用開始時期）以降は、信託約款の運用の基本方針に従い、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券に原則として100%投資を行い、より安定的な運用を行っております。しかしながら、国内の低金利環境が継続するなか、わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とする運用によって期待される収益は、当ファンドの設定時点の想定を大きく下回っており、今後もマイナス金利環境が長期間継続する場合には、お客様からお預かりしております信託財産が減少する可能性もございます。このような状況に鑑み、弊社としましては、お預かりしている信託財産の運用をこのまま継続するよりも、受益者の皆さまに信託財産を返還する方が、受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に基づき、当ファンドを繰上償還（信託終了）する予定です。

2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 2020年10月2日
- ・ 異議申立期間 : 2020年10月2日～2021年2月22日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 2021年2月24日
- ・ 買取請求期間 : 2021年3月5日～2021年3月24日
- ・ 繰上償還日（予定） : 2021年4月26日

3. 異議申立て手続きについて

2020年10月2日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、2020年10月2日から2021年2月22日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2020年10月2日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2021年4月26日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額）で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2020年10月2日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社